

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん 長期利用料

月額料金 (円)

平成30年4月より

V2

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護3	利用料	776	776	776	776
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	72	72	72	72
	合計	2,062	2,152	2,902	4,292

月額(31日) 63,929 66,719 89,969 133,059

2割負担

		第4段階
利用料		1,552
食費		1,380
居住費(個室)		1,970
加算分		188
処遇改善加算		144
合計		5,234

162,267

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護4	利用料	843	843	843	843
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	78	78	78	78
	合計	2,135	2,225	2,975	4,365

月額(31日) 66,178 68,968 92,218 135,308

		第4段階
利用料		1,686
食費		1,380
居住費(個室)		1,970
加算分		188
処遇改善加算		156
合計		5,380

166,766

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護5	利用料	910	910	910	910
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	83	83	83	83
	合計	2,207	2,297	3,047	4,437

月額(31日) 68,427 71,217 94,467 137,557

		第4段階
利用料		1,820
食費		1,380
居住費(個室)		1,970
加算分		188
処遇改善加算		167
合計		5,525

171,265

生活機能向上連携加算・・・ リハビリを実施している医療提供施設と連携し、機能訓練を実施する際に係る加算です。
月単位で、108円(この分の処遇改善8円を含む)が上記合計額に加えて算定されます。

初期加算・・・ 入居開始後30日間は、1日当たり30円(1割負担の場合)が加算されます。
また、30日を越えて病院等へ入院し再び当施設を利用した場合も30日間は、上記金額が加算されます。

外泊加算・・・ 入院または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じ、1ヶ月に6日を限度として1日
当たり、246円(1割負担の場合)が加算されます。
ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合
世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合